

課長補佐設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第14条第7項及び第18条第1項、川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）第4条第4項及び第8条第1項、川崎市市税事務所事務分掌規則（平成23年川崎市規則第69号）第4条第3項及び第8条第1項、川崎市卸売市場事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第40号）第4条第3項及び第8条第1項、川崎市児童相談所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第43号）第5条第3項及び第9条第1項、川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）第3条第7項、第8項及び第6条第1項、川崎市立看護大学事務分掌規則（令和4年川崎市規則第9号）第3条第5項及び第6条第1項並びに川崎市会計室規則（昭和46年川崎市規則第72号）第4条第2項及び第6条第1項に基づき、課長補佐を設置する場合の基準及び課長補佐の職務等を定めることにより、本市行財政の適正かつ円滑な運営及び事務の責任体制の確立を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 課長補佐は、次の各号に掲げる基準のいずれかを満たす課並びに課に相当する局（本部及び室を含む）付け及び部付けの担当、室並びに事業所（以下「課等」という。）に、原則として1人設置する。

(1) 3人以上の係長又は担当課長（以下「係長等」という。）で構成する課等

(2) 全庁又は局全般にわたる企画、庶務、予算等の特に重要かつ困難な事務を担当する課等

2 前項の規定によっては課長補佐を設置することができない局、部及び室においては、課長補佐を1人設置することができる。

3 専任職となる課長補佐については、前2項の規定によらずに設置することができる。

4 総務企画局長は、当分の間、特に必要と認めるとき、前項までの規定にかかわらず、課長補佐を設置することができる。

(職務等)

第3条 課長補佐の職務は、課等の長（以下「課長等」という。）の命を受け、課等の事務の進管理及び連絡調整等を行うことにより、課長等を補佐するものとする。

2 課長補佐は、係長等の権限を併せ持つものとする。

3 川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）別表2人事事項に掲げる決裁事項に係る事案については、課長補佐に回議しないものとする。

4 課長等が不在の場合には、課長補佐がその事案（前項に掲げる決裁事項に係る事案を除く。）を代決するものとする。

（担当事務の指定）

第4条 課長補佐が所属する局の長（川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部、会計室並びに区役所の長をいう。以下「局長等」という。）は、課長補佐の担当事務を定めなければならない。

（総務企画局長への報告）

第5条 局長等は、課長補佐の担当事務を定めるとき、あらかじめ総務企画局長に次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 所管部署
- (2) 職種名
- (3) 事務取扱する係長等
- (4) 担当事務の内容
- (5) 配置職員の氏名
- (6) 職員配置年月

2 局長等は、次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が発生した月の末日までに前項の報告をしなければならない。

- (1) 課長補佐が設置されたとき。
- (2) 課長補佐の担当事務が変更したとき。
- (3) 人事異動により職員の配置が変更したとき。

（定例の報告）

第6条 局長等は、毎年4月1日現在の課長補佐の担当事務について、4月末日までに総務企画局長に報告するものとする。

（総務企画局長の意見）

第7条 総務企画局長は、局長等から前条の報告を受けたとき、局長等に対して意見を述べることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。